阿見町プレミアム商品券取扱店舗募集要綱

令和3年7月26日阿見町商工会

1. 事業の目的

「新型コロナウイルス感染症」による深刻な影響を受けた地域経済の活性化と町民への支援を目的とした「阿見町プレミアム商品券」を発行する。

2. 発行概要

● 販売方法	「はがき」申込による抽選販売
● 購入申込期間	令和3年10月1日(金)~令和3年10月31日(日) ※当日消印有効
● 販売期間	令和3年11月22日(月)~令和4年1月31日(月) ※土日祝日・12/31~1/3を除く
● 利用期間	令和3年11月22日(月)~令和4年2月28日(月)
● 発行額(額面)	1. 5億円(1億8千万円)
● プレミアム率	20%
● 券種・金額	1,000円券、500円券の2種類
● 販売単位	10,000円(500円券8枚、1,000円券8枚の16枚セット) ※16枚中、1,000円券6枚は、大型店でも使用可 一般店では、全商品券が使用可
● 購入限度	一人あたり:10,000円(1冊)
● 購入対象者	阿見町在住の方

3. 取扱事業所について

- ① 阿見町に事業所がある法人及び個人
- ② 事業所区分: 大型店(レジ台数4台以上)一般店(レジ台数3台以下)

4. 取扱事業者の申込について

- ① 方法・・・・・・別紙申込用紙、HPからの申込
- ② 負担金····無料

5. 取扱い上の注意

- ① 商品券が利用できないもの
 - ・商品券・ビール券・図書券・切手・印紙・証紙・プリペードカード等の換金性の高いもの
 - ・株式・先物・宝くじなどの金融商品及びたばこ類(たばこ事業法により)
 - ・仕入等の事業資金、現金との換金、金融機関への預け入れ、公共料金等の支払
 - ・風俗営業に係るもの、その他、登録取扱店が特に指定するもの

② 取扱い注意事項

- ・商品券使用時にはつり銭は出さない
- ・購入後の返品、払い戻しはいかなる場合もできない
- ・盗難・紛失・偽造・滅失・破損等に対しては、発行者は責めを負わない

6. 商品券の換金

換金は、登録事業所が指定日に使用された商品券を阿見町商工会に持参する。

阿見町商工会は指定口座に商品券の額面を振込むものとする。

- ① 換金期間:令和4年3月15日(火)まで
- ② 換金日:毎週火曜日、金曜日(祝祭日、年末年始は除く)午前9時~午後4時
- ③ 振込日:毎週金曜日締め、翌週金曜日振込

(阿見町内指定金融機関(※注意1)以外の振込は10営業日以内)

※振込手数料は阿見町商工会負担

7. 取扱い支援金について

- ① 対象事業者:一般店(商品券取扱い区分による)
- ② 支援金額:換金総額の5%
- ③ 支援上限:1事業所20万円
- ④ 支払日:最終換金日後に一括
- ⑤ 支払方法:商品券登録口座に振り込み

8. 登録の取り消し

以下の場合には、登録の取り消しを行う場合がある

- ① 募集要綱及び実施要項に反した場合
- ② 事業所の営業実態がないと判断した場合
- ③ その他、阿見町商工会が不適切と判断した場合

※注意1:阿見町内指定金融機関

常陽銀行阿見支店、筑波銀行阿見支店、水戸信用金庫阿見支店 茨城県信用組合阿見支店 以上、4 金融機関